(名称)

第1条 本団体は、「中部大学映画研究会」と称する。

(目的)

第2条 本団体では、主に映画及びアニメーション等の映像作品の鑑賞や独自の映像作品の制作 を目的とする。

(活動)

- 第3条 「中部大学クラブに関する規則」に則り、活動を行う。
- 第4条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 映画及びアニメーション等の映像作品の鑑賞に関する活動
- (2) 映像及び音響編集等の講習会の実施
- (3) 映像作品の制作に関する、他団体との交流
- (4) 本団体オリジナル作品の上映会
- (5) 電磁的方法を利用した活動
- (6) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

(組織構成)

第5条 本団体では、中部大学の学生を構成員(以下「部員」という。)として組織する。

(役員)

第6条 本団体には、部長、副部長及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員 を置くことができる。

(顧問)

第7条 映画研究会に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

(会計)

- 第8条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は年5,000円とする。
- 第9条 会計年度は原則、4月から翌年3月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認 を得るものとする。

(入部及び退部)

第10条 入部希望者は、その旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第11条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第12条 第8条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第13条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第14条 映画研究会の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第15条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第8条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第16条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

附則

本規約は、1975年4月1日から施行する。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。